

内閣府における「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について

1. 「基本計画」における内閣府の施策（32項目）

H17.12

H18.12

H19.12

基本計画閣議決定

直ちにに取り組む施策 (19項目)

地方公共団体に対する総合的窓口設置等の要請等
交通事故相談活動の促進
「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保
犯罪被害者等施策のホームページの充実
配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施
「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施
犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施
犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施
様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施 等

2年以内に実施又は結論を得る施策 (13項目)

経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施
どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施
民間団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施 等

3検討会において併せて検討する事項

経済的支援に関する検討会

- ・ 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討
- ・ 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等是非に関する検討
- ・ 被害直後及び中期的な居住場所の確保
- ・ 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施 等

支援のための連携に関する検討会

- ・ 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討
- ・ 民間団体で支援活動を行う者の養成及び研修等の在り方についての検討 等

民間団体への援助に関する検討会

3検討会における検討状況は、別途説明。

その他(基本法に記載されているもの)

毎年、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告(犯罪被害者白書)を国会に提出

2. 施策の進捗状況

(1) 直ちに取り組むこととされている施策の進捗状況

地方公共団体に対する総合的窓口設置等の要請等

- ・ 全国9か所において実施した地方公共団体職員に対する基本計画説明会及び平成17年度犯罪被害者等施策主管課室長会議において総合的窓口設置を要請
- ・ 全国の都道府県・政令指定都市に施策担当窓口を設置

交通事故相談活動の促進

- ・ 初任の相談員向け研修会及び中堅の相談員向け事例研究会を実施
- ・ 弁護士等の専門知識・経験を有するアドバイザーを交通事故相談所等へ派遣

「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保

- ・ 被害者に関するNPOの検索を可能とするポータルサイトをH18.6より運用開始 (<http://www.npo-homepage.go.jp/>)

犯罪被害者等施策のホームページの充実

- ・ 以下のページにおいて3検討会の検討状況等を随時掲載
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>

配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施

- ・ 配偶者に該当しない交際相手等からの暴力の被害経験も含む「男女間における暴力に関する調査」を実施(H18.4に公表)

「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

- ・ 犯罪被害者週間にあわせ、啓発事業を東京都及び秋田県・神奈川県・大阪府において開催

犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

- ・ H18春秋の全国交通安全運動において、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴え、理解を増進

様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

- ・ 基本計画広報ポスター(7,500枚)・犯罪被害者週間広報ポスター(13,000枚)を作成して都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布
- ・ 基本計画紹介パンフレット(6,000部)を作成して都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布
- ・ 政府広報(広報誌、テレビ番組、ラジオ番組、インターネット等)を活用した基本計画・犯罪被害者週間の広報を実施

犯罪被害者白書の作成 (基本法に記載)

- ・ 犯罪被害者等施策の実施状況について、第165回国会(臨時会)に報告